

# 糸島市保育所等利用調整基準表

利用調整基準は、保護者（原則として申込児童の父母）の保育を必要とする事由に応じた「基礎点」と、該当する場合のみ適用される「加点」により構成されています。父母それぞれの基礎点と該当する加点を合計したものを申込児童の指数とし、指数が高い児童から順に希望施設へのマッチングを行い、入所施設を決定します。

## 【基礎点】

大項目	中項目	小項目	指数
就労	被雇用者	1か月の勤務時間が160時間以上	45
		〃 140時間以上160時間未満	43
		〃 120時間以上140時間未満	41
		〃 100時間以上120時間未満	39
		〃 80時間以上100時間未満	37
		〃 60時間以上 80時間未満	35
	自営業主	1か月の勤務時間が160時間以上	45
		〃 140時間以上160時間未満	43
		〃 120時間以上140時間未満	41
		〃 100時間以上120時間未満	39
		〃 80時間以上100時間未満	37
		〃 60時間以上 80時間未満	35
	自営業協力 <small>(就労者が自営業主のもとで働いており、その自営業主が就労者の配偶者または親族である場合)</small>	1か月の勤務時間が160時間以上	44
		〃 140時間以上160時間未満	42
		〃 120時間以上140時間未満	40
		〃 100時間以上120時間未満	38
		〃 80時間以上100時間未満	36
		〃 60時間以上 80時間未満	34
妊娠・出産	妊娠・出産	入所希望日が出産(予定)月を除く前後2か月以内にあること	45
疾病・負傷	疾病・負傷	入院または入院に相当する治療により常に病臥している場合	45
		自宅療養など常に居宅内での安静を要する場合	41
		上記以外で、保育が常時困難であると認められる場合	37
障がい	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	45
		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bの交付を受けている場合	41
		上記以外の等級の手帳の交付を受けている場合	37
介護・看護	同居親族等の介護・看護	1か月の介護・看護時間が120時間以上	41
		〃 60時間以上120時間未満	35
		上記以外で、保育が常時困難であると認められる場合	15
災害復旧	災害復旧	震災や風水害、火災等の災害の復旧にあたっていること	100
求職活動中	求職活動中	求職活動を継続的に行っていること	15
就学	大学や専修学校、職業訓練学校等を通じて就学・勉強していること	1か月の就学時間が120時間以上	41
		〃 60時間以上120時間未満	35
		上記以外で、保育が常時困難であると認められる場合	15
虐待・DV	虐待・DV	虐待またはDVのおそれがあるなど、特に社会的養護が必要であると市長が認めた場合	100
その他	その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いと市長が認めた場合	100

## 【加点】

項目	内容	指数
ひとり親家庭	ひとり親家庭であることが確認できる場合	55
虐待・DV	虐待またはDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要であると市長が特に認めた場合	100
児童の障がい	申込児童本人が障がいを有する場合	5
きょうだい児と同じ認可保育所等を利用	きょうだい児が既に認可保育所等を利用中である場合	15
	きょうだい児と同時に認可保育所等の利用申込みを行う場合	5
その他市が定める事由	糸島市内勤務の保育士(非常勤を含む)であること	30
	糸島市内勤務の幼稚園教諭(非常勤を含む)であること	30

## 【合計指数が並んだ場合の優先順位】

優先順	内容
1	糸島市内勤務の保育士または幼稚園教諭である(非常勤を含む)場合を優先
2	施設の希望順位が高い方を優先
3	養育している小学校3年生までの子どもの人数が多い方を優先
4	保育を必要とする事由により、次に定める順に優先 (保護者が2人の場合は、優先順位が低い事由の方の保護者同士を比較する) ①災害復旧 ②特に保育の必要性が高いと判断した場合 ③虐待・DV ④保護者の疾病・負傷・障害 ⑤就労 ⑥介護・看護 ⑦妊娠・出産 ⑧就学 ⑨求職活動
5	保育を必要とする事由が「就労」である場合、就労時間が長い方を優先 (保護者が2人の場合は、就労時間が短い方の保護者同士を比較する)
6	保護者が2人で、かつ保育を必要とする事由が両方とも「就労」である場合、合計の就労時間が長い方を優先
7	世帯の市民税所得割額の合計が低い方を優先
8	その他、世帯の状況を比較して、保育を必要とする度合いが高いと市長が認めた方を優先

## 注意事項

※世帯の状況がこの基準表により難しい場合は、市長の判断により当該世帯にとって適当と考えられる指数に変更することができるものとします。

※基礎点項目において該当項目が複数ある場合は、指数の高い方を適用します。

※加点項目における「認可保育所等」とは、糸島市内に所在する認可保育所、認定こども園(保育所機能部分のみ)、小規模保育事業所のことを指します。